

G-SIIs に関する IAIS での検討と本邦保険業界への影響

日本損害保険協会 浅見俊雄

1. はじめに

2008年9月に発生した世界的な金融危機を契機として、G20 および金融安定理事会(FSB) は、システミックリスクを引き起こす可能性のあるシステム上重要なグローバルな金融機関(Global Systemically Important Financial Institutions : G-SIFIs) を特定し、G-SIFIs が経営危機に陥った場合に金融市場の混乱や公的資金による救済・破綻処理を防ぐために新たな規制を課すことを検討している。

また、保険セクターについては、G20 およびFSBの委託を受け、保険監督者国際機構(IAIS) が、システム上重要なグローバルな保険会社(Global Systemically Important Insurers : G-SIIs) の選定基準およびG-SIIs に対する適用規制の策定を検討している。

本発表では、下記2. 以下の構成によって、G-SIIs に関するIAISでの検討概要、適用規制の概要等について、G-SIIs に対するシステミックリスクを抑制するための資本の上乗せ規制であるHLA(Higher Loss Absorbency)、HLAの土台となる資本基準であるBCR(Basic Capital Requirement)、G-SIIs が経営難に陥った際の効果的な破綻処理等の策定の進捗状況や課題等を踏まえつつ、G-SIIs に適用される規制に関する本邦保険業界への影響等について考察を行うこととする。

2. 国際保険監督基準策定の背景

国際保険監督基準策定の背景には、保険セクターのグローバル化、サブプライム問題によるAIGの経営危機に象徴されるように、保険会社が保険以外のビジネスを行い、しかも多くの国で業務展開するという一方で、さまざまな形で国を超えた関連性を作っていること等が挙げられる。

3. IAIS が策定している国際保険監督基準における G-SIIs の位置付け

IAISの国際保険規制における主要パッケージには、民営・官営、生保・損保にかかわらず全ての保険会社および保険グループの監督に適用される基本原則であるICP、「国際的に活動する保険グループの監督」のための共通の枠組であるComFrameおよび国際的に活動する保険グループの中のさらにシステミックリスクを発生させるおそれのある保険グループの保険監督の枠組を定めたG-SIIsパッケージが存在する。

4. G-SIIs に適用される資本規制およびIAISでの検討状況について

G-SIIs に適用される資本規制には、G-SIIs に対するシステミックリスクを抑制するための資本の上乗せ規制であるHLA、HLAの土台となる資本基準であるBCR、G-SIIs が経営難に

【平成26年度大会】

共通論題

報告要旨：浅見 俊雄

陥った際の効果的な破綻処理等に関する規制等が存在する。それぞれの規制の適用および検討状況は次のとおりである。

○効果的な破綻処理の適用…2013年7月から開始

○BCRの策定…2013年12月および2014年7月の2回のパブリックコメントを経て2014年9月にIAISでの承認の予定

○HLAの策定…2015年中に策定され、2019年にG-SIIsに適用される予定

5. G-SIIsに適用される規制に関する本邦保険会社への影響

2013年7月、FSBはIAISが策定した基準に則って選定したG-SIIs9社を公表した。この時には本邦保険会社はG-SIIsに選定されなかったが、G-SIIsのリストは2014年11月以降毎年11月に見直されることとなるため、本邦保険会社が今後G-SIIsに選定される可能性は十分考えられる。また、銀行においてはグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の認定後、国内でシステム上重要な銀行を認定するという作業に入ったことに鑑みると、保険も銀行同様に国内でシステム上重要な保険会社（D-SIIs）を認定し、G-SIIsに選定された保険会社と同様の規制が国内規制として本邦保険会社に課される可能性は十分あるため、本邦保険業界としても規制の策定の進捗を適宜注視しておく必要があるものと思われる。